

○議長（小林哲雄）

日程第４ 議案第３９号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。町長に提案理由を求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、介護保険法施行規則等の一部改正により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので、開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、議案を朗読させていただきます。

議案第３９号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年３月２４日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、１ページ目をお開きください。

開成町条例第 号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成２６年開成町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

では、最初に今回の改正について、概要をご説明させていただきます。この条例改正は、議案第３７号と同様に、平成２７年１月１６日の介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号）交付により指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号）が改正されたことにより、開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１２月１１日条例第２３号）の所要の改正をするものでございます。

主な改正点は、居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携に関する規定並びに

地域ケア会議における関係者間の情報共有に関しての努力規定となっております。

２ページ目の第３３条に新設された第１２号と４ページ目の第２８号が主な改正内容となっておりますけれども、ほかの部分につきましては、条項ずれ等による規定の整理になってございます。

では、２ページ目の第３３条、第１２号の指定介護予防支援の具体的な取扱方針の規定になります。居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携に関する規定の改正で、居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めるものとして新設になってございます。

以下、条項ずれ等になってございますけれども、第２８号ということで、４ページ目になります。こちら、地域ケア会議における関係者間の情報共有に関しまして、努力義務規定を設けるものでございます。介護保険制度改正で、介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないということが追加になってございます。

最後に附則となります。この条例の施行期日ですけれども、平成２７年４月１日から施行するということで考えてございます。

説明は以上になります。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第３９号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。